

LTCの子どもの実態調査に関する協議会開催要綱

(目的)

第1 こども基本法（令和4年法律第77号）第9条により策定された「こども大綱」第3に、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援の一つとして、こどもホスピスが明記されたことから、その主な利用対象と想定される生命を脅かされる状況(Life-Threatening Conditions)にある子ども（以下「LTCの子ども」という。）の愛知県内の実数などの実態を把握するため、LTCの子どもの実態調査に関する協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(協議事項)

第2 協議会は、前項の目的のために次の事項を所掌する。

- (1) LTCの子どもの数などの実態把握に関すること
- (2) その他必要な事項

(構成員)

第3 協議会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療・福祉関係者
- (3) 教育機関の者
- (4) 患者等団体の者
- (5) その他必要と認める者

(謝金)

第4 構成員が協議会に出席したときは、謝金を支給する。

- 2 前項に規定する謝金の額は、日額10,000円とする。ただし、行政機関の職員には謝金を支給しないものとする。

(運営)

第5 協議会は、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課長と名古屋市子ども青少年局子育て支援部担当課長が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は、構成員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 会長に事故がある時は、あらかじめ会長の指名する構成員が、その職務を代理する。
- 5 会長は、必要に応じ、協議会に関係者の出席を求めることができる。

(公開)

第6 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を公開しないことができる。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）の不開示情報又は名古屋市情報公開条例（平成12年4月1日名古屋市条例第65号）の非公開情報が含まれる事項に関する調査・審議の場合
- (2) 協議会を公開することにより、適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(庶務)

第7 会議の庶務は、愛知県保健医療局健康医務部健康対策課と名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課において処理する。

(雑則)

第 8 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 8 日から施行し、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。